

第3章 山村・峠を歩く

本章では、史料の少ない高知県西部の山間地域の歴史を、歴史地理学や民俗学の方法論で分析する。『長宗我部地検帳』や中世文書の再検討、古道調査に基づく戦前の交通・流通の復元など断片的な史料から、地域の歴史を解き明かす方法論を提示する。

「山の領主・土佐上山氏の支配領域とその構造」

目良 裕昭

1、はじめに

鎌倉幕府の崩壊からおよそ60年にわたり打ち続いた南北朝の動乱は14世紀末に一旦収束するが、この間、地域社会の自立化動向が顕著となった。都市・村落自治の進展、貨幣・信用経済の発展、列島外地域との多様で広域的な交易の展開、芸能・職能伝承の成立など、15世紀にかけて社会全体の在り様は大きく転換した¹。このような状況下において、海や山を地盤とする地域領主は、縄張りである山海の産物を管理・用益し、当該期に発達した河海の交通・流通網をつうじて商人や金融業者、交通業者らが形成したネットワークにも積極的に関与して、武力を養い、経済力を蓄え、海域や山間地域で支配・活動領域を形成していったのである。

中世後期、列島で地域経済圏と地域を結ぶ流通網が確立し、政治面でも多様な形で地域的権力編成が進行していくなかで、地域領主の領域支配体制や財政構造、活動実態などを解明し、これを総体として捉えて守護や大名権力等との関係、地域交通・流通との関わりを検討していくことは、地域の視座から中世社会を捉え直すうえで不可欠な作業である。しかしながら、以上の問題関心をもって研究に取り組む岸田裕之や川岡勉らが指摘するように²、山の領主に関する研究は史料の制約もあって十分に進んでいない現状にある。

こうした課題は筆者がフィールドとする土佐国でも同じく有するが、研究の視点と方法を見直し、中世文書の再検討、城郭や村落、石造物などの発掘調査結果の活用、近世以降の文書や地誌、絵図の利用などを図っていけば、史料の不備を補い、山の領主の実像に迫ることができると考える。そこで本稿では、土佐西部幡多郡の山間地域に蟠踞した上山氏を事例に、成立過程と支配領域の構造を解明する作業をつうじて、その実践的考察を試みる。

2、上山氏の成立と上山郷

上山氏の名字の地である上山郷の様子について確認できる最も古い史料は、16世紀末、天正10年代に実施された土佐惣国検地の仕直し検地として慶長2年(1597)におこなわれた検地の結果である。『幡多郡上山郷地検帳』として7冊にまとめられ、『上山地検七帳』(以下、『七帳』と略記)とも呼ばれている³。『七帳』には、上山氏の所領だけでなく、一族・給人らの給地や扣地なども含まれており、長宗我部氏に従属する以前の旧支配領域をおおむね引き継いだ地域が上山郷とされていたことがわかる(図1)。

『七帳』に登録される上山郷の郷域は、現在の高岡郡四万十町西部(大正・十和地域)と四万十市北部(後川上流域)にひろがり、北幡(幡多郡の北部を示す)と呼ばれる地域にあたる⁴。全域が山林に覆われて平地はほとんど無く、集落は東西に蛇行する四万十川とこれに流れ込む梶原川、久保川、長沢川や後川などの中小河川の沿岸域に形成される。耕作面積は狭小で、製材や木材加工製品の製作、製炭といった山の生業で成り立ってきた地域であり、中世には木挽きや檜物師、轆轤師、炭焼きなどの職能民が山々を舞台に活動していたことは間違いない。

中世上山郷の変遷と上山氏の成立過程については、『大正町史 通史編』(以下『町史』と略記)など

自治体史でも述べられているが⁵、見直すべき点もあるため、江戸後期に編纂された土佐国の地誌『南路志』などに記載された寺社の由緒書きや棟札を参照しながら、あらためて跡付けてみたい⁶（以下、括弧書きで示すアルファベットは表1に対応）。

上山郷の中心地であり、上山本村とも呼ばれた田野々村には、上山氏の菩提寺や上山郷の郷社があり、以下のような記録が残されている。菩提寺である五松寺の寺記は、「開基建久年中、田那邊別當且増其子

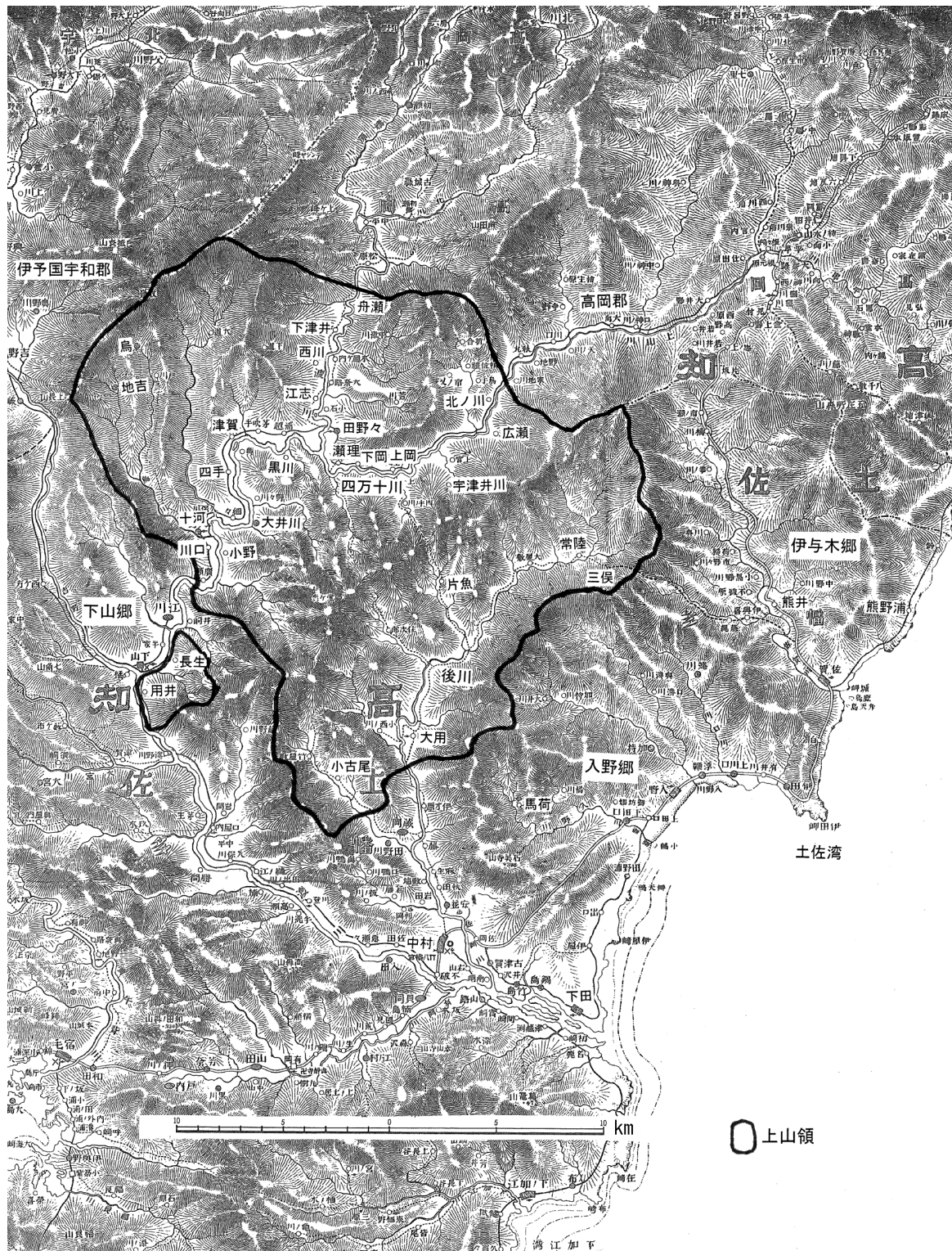


図1 中世上山郷とその周辺地域（『日本歴史地名大系第40巻 高知県の地名』（平凡社、1983年）付録地図に付記）

表 1 中世上山郷の領主が関与した寺社造営・修築関係の棟札等一覧

	和暦(西暦)	地域	寺社	造営・修築主体	巻数
A	応永 1 7 (1410)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	大檀那真方中将四代孫田那部別當且増・嫡子永且・ (中略)・道圓・出羽左衛門尉重正	巻33
B	応永 1 7 (1410)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	大檀那真方中将四代孫田那部別當且増・嫡子永且・ (中略)・同(嫡子)道固(圓の誤記)・出羽左衛門重正	巻28
C	応永 3 5 (1428)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	出羽入道沙弥道圓・出羽左衛門重正	巻33
D	応永 3 5 (1428)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	出羽入道沙弥道圓・家嫡出羽左衛門重正	巻28
E	嘉吉 2 (1442)	上山郷 下津井村 (四万十町下津井)	仁井田大明神	大檀那藤原重正	町史 史料
F	享徳 2 (1454)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	大願主出羽左衛門重正、願主藤原重泰	巻33
G	享徳 2 (1454)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	出羽左衛門重正	巻28
H	不明 (15C半ば)	上山郷 北野川村 (四万十町大正北ノ川)	宝積山歎喜寺	願主上山郷領主田那部出羽左衛門重正	巻33
I	永正 1 0 (1513)	上山郷 四手村 (四万十町昭和)	三島大明神	大願主中平住家之上山家藤原安重	巻33
J	享禄 3 (1530)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	藤原朝臣藤兵衛丞義重	巻33
K	享禄 3 (1530)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	正玉沙弥	巻28
L	天文 1 6 (1547)	上山郷 四手村 (四万十町昭和)	三島大明神	藤原朝臣上山藤兵衛尉義重・同藤次郎質(資)重・ 同左衛門尉重貴・同源五重家、 造立本願昌玉・藤原朝臣中平右馬助重則・ 同其子源七郎・同與三郎・同源左衛門尉綱久	巻33
M	弘治 3 (1557)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	大檀那藤原資重・嫡子弥陀保子丸・二男重家・ 義重入道・沙弥良範	巻33
N	弘治 3 (1557)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	大檀那藤原資重・嫡子弥陀保與丸	巻28
O	天正 6 (1578)	上山郷 四手村 (四万十町昭和)	三島大明神	上山藤次郎氏重・同大官左近大夫重高・ 松岡左衛門佐重吉・中平左衛門大夫重綱・ 同庵室隠岐介重房・大井川名本七郎五郎	蠹簡 409
P	天正 1 0 (1582)	上山郷 田野々村 (四万十町大正)	熊野三山権現	大檀那上山右衛門介藤原朝臣氏重	巻33
Q	天正 1 0 (1582)	伊与木郷 熊井村 (黒潮町熊井)	熊野三所権現	大檀那上山右衛門佐藤原氏重	巻28
R	慶長 4 (1599)	上山郷 四手村 (四万十町昭和)	三島大明神	藤原朝臣中平六之進重良・其子正千代丸・ 名本宮崎吉兵衛	巻33

注) 出典は、『土佐国史料集成 南路志 第三巻』(註6)に拠った。ただし、EとOは収載されていない棟札であるため、Eは『大正町史 資料編』(註5)に、Oは『高知県史 古代・中世史料編』(註9)所収の「土佐国蠹簡集」に、それぞれ拠った。また、一部他資料との校合を行った。

永且、八嶋兵乱の砌讃州江渡り、夫方當国ニ来上山領主ト成」と記し、田辺別当家の且増(熊野三山の熊野別當湛増)の子である永且が治承・寿永の乱に際して讃岐国を経て土佐国に到着し、上山郷の領主になったと伝える。郷社の熊野三山権現(現在の熊野神社)の棟札(A)にも、永且が建久元年(1190)に紀州の熊野権現を勧請したとの由緒書きがあり、大檀那に「田那部別當且増嫡子永且」以下「出羽左衛門尉重正」まで10代にわたる嫡流を記している。

また、上山郷南東部から佐賀越と呼ばれる峠を抜け、海岸部の伊与木郷に出る道の沿線に建つ熊井村の熊野三所権現（現在の熊野神社）にも、紀州の熊野権現を勧請したという由緒に関連して湛増にまつわる以下のような伝承が残る。源氏方に反して平氏方に転じたため、寿永年中の平氏没落により身の置き所が無くなって漂泊した末、伊与木郷の南岸に辿り着いて上陸し、「夫より西の方五十町ばかりに鎮座なし奉」ったという。

『町史』は、湛増が平氏方に味方した史実が無いことをはじめ、これらの記録について『吾妻鏡』や古記録、旧自治体史等を引き、そのまま事実とは認められないとする。ただし、『十和村史』の「注意されるのは両伝承（五松寺と熊野三山権現の記録、筆者注）に『上山領主』とあることであって、古代末上山郷の発展の成果として、いわゆる開発領主が成長してきている」との記述に注目しており⁷、この点については、古代末、田野々村を拠点に上山郷域を開発した領主が存在したであろうことは首肯され、国衙の支配権が及んでいたかどうかは不明だが、そうであれば郷司職などに補任されていたかもしれない。

永且が湛増の子であるという記録も確かな史料には見えず、熊野三山との関係を誇示するために創作されたものと思われるが、こうした伝承は、上山郷もしくはその郷域の一部が熊野三山の荘園や社領となっていた時期があったために生まれた可能性がある。中世前期には、熊野三山に寄進された荘園や造営料国などが畿内・東海を中心に列島各地に存在し⁸、土佐国でも久安5年（1149）、長岡郡吾橋山の開発領主である頼則・盛政らが長徳寺領として定めた土地を「熊野権現」に施入しており（『土佐国蠹簡集木屑』17・47号）、延慶2年（1309）には「熊野御領」であった香美郡の大忍庄槇ノ山と山田葎生山の境界を定めたとする記録が残る（『土佐国蠹簡集木屑』31号）⁹。いずれも山間部の荘園であり、上山郷内に開発領主が熊野三山に寄進した土地や田辺別当家の進出により経営されていた土地があったとしてもなら不思議ではない。

15世紀前半の応永年間、二度にわたって田野々村の熊野三山権現を造営・修築した道圓と出羽左衛門尉重正は父子と考えられ（D）、南北朝の動乱を経て上山郷に支配領域を形成した山の領主とみなされる。道圓と重正が上山郷の開発領主や田辺別当家に連なる一族であったかは定かでないが、応永17年（1410）に打ち付けられた棟札（A）は、山間部に浸透していた熊野信仰の宗教的権威を利用し、湛増の嫡流に結び付けることで領主としての正当性を示そうとしたのであろう¹⁰。上山郷の領主が熊野三山と湛増にまつわる由緒を重視していたことは、15～16世紀をつうじて支配領域外にある熊井村の熊野三所権現を修築している点からも明らかである（B G Qなど）。熊野三山権現の修築と同じ年に実施し、修築主体に「家嫡」（D）や「嫡子」（N）と記していることを鑑みれば、家督継承など重要な政治的変化に際して修築が企図されたと考えられる。

重正はその後、嘉吉2年（1442）に上山郷北部にある下津井村の仁井田大明神（現在の仁井田神社、写真1）を勧請し（E）、享徳2年（1454）には嫡子とみられる重泰とともに熊野三山権現を修築している（F）。東部の北ノ川村にある歓喜寺には、重正が長男の長兵衛尉（重泰カ）に田野々城を譲って北ノ川へ移り、歓喜寺を建立したとの寺記も伝わる（H）。15世紀半ばにかけ、上山郷の領主として確かな地歩を築いていった様子が看取されるとともに、下津井村や北ノ川村が



写真1 四万十町下津井の仁井田神社

重正の代に上山郷に組み込まれた可能性を示唆する。

16世紀に入り、修築主体として登場してくるのが藤兵衛丞義重である（J）。義重は上山氏を名乗るが（L）、道圓―重正―重泰と続いた道圓流領主とのつながりはよくわからない。ただし、義重以降の上山氏当主は、上山郷西部の三島大明神（現在の三島神社）を定期的に修築しており、その理由として道圓流領主の勢力が西方の四手村や大井川村などに侵出し、16世紀初めまでにはこれを編入して一族を配置したことが推測される。

永正10年（1513）に造営された三島大明神の棟札には「大願主中平住家之上山家藤原安重」と記されており（I）、「中平に住まう上山家の藤原安重」と読み取れる。中平は四手村の字で中平氏の本領であることから、安重は上山姓を名乗るようになっていた道圓流領主の近親で、四手村を根拠地とする中平氏に送り込まれた蓋然性が高い。安重は上山氏の領域支配体制のなかで重要な位置を占めていたと思われる、その子とみられる義重が道圓流領主の家督を巡る何らかの事情（継嗣がいなかったか継承権の争いがあったか）により、上山氏当主の座に就いたのではなかろうか。

義重流上山氏は、16世紀に義重―資重―氏重と代替わりを重ねながら、土佐一条氏や長宗我部氏との関係を築きつつ、上山郷の支配領域を維持しつづけた。その様子を知ることのできる一次史料はほとんど伝存しないが、以下のような記録が残っている。

先に見た歓喜寺の寺記には、「先年上山之領主」であった重正に対して「一條様方、入野郷之内馬荷村、下山之内用井村解地、則北ノ川へ引越、宝積山を居城ニ構住居、以後元親公に随う」と記される。重正が活動したのは15世紀前半であり、時代は合わないものの、『長宗我部地検帳』には入野郷の馬荷村と下山郷用井村周辺に上山氏の一族・給人の給地が登録される。両地域が上山氏の支配領域に入っていたことは間違いのないため、これらの土地は重正ではなく、16世紀に一条氏に従属した義重流上山氏に与えられ、のちに従った長宗我部元親にも引き続き領有を認められたのではないだろうか。寺記を記すにあたり、歓喜寺を造立した重正の事歴と結び付けられた可能性がある。

また、愛媛県北宇和郡鬼北町延川の白王天満神社に所蔵される永禄13年（1570）の棟札には、永禄11年春、伊予国南部の宇和・喜多両郡を境目として一条・宇都宮方と毛利・河野方の戦いが繰り広げられた際、郡境の高島に一条方の「土州衆・三間衆・両山衆」が在番していたことが記録される¹¹。「両山衆」が北幡の上山・下山の国人衆を指すことは先学の指摘するところであり¹²、永禄10年頃に喜多郡を押さえて毛利・河野方と対峙した一条・宇都宮方の一手として上山衆が動員されていたことがわかる。

一連の戦いは結果的に毛利・河野方の勝利に終わり、一条氏は伊予国から撤退し、以後その勢力を衰退させていった。数年後には一条氏家中で「家老衆」と「国人衆」の内紛が勃発し、これに介入した長宗我部氏が幡多郡を実質的に支配するようになる（『長元記』）¹³。上山氏は「国人衆」の一人としてその名が見え、内紛の前後に長宗我部氏に付き従ったとみられる。後で触れるが、『七帳』等の土地登録状況や関係史料を見れば、上山氏は旧領のほとんどを支配地として認められたと考えられ、長宗我部氏が豊臣秀吉に降伏し、土佐一国の領有のみを許されたあともこれを大きく減らすことなく、支配を任されていた。

3、上山氏の支配領域とその構造

それでは、中世後期をつうじて形成された上山氏の支配領域（以下、「上山領」と表記）はどのような構造を有していたのか。「上山郷給人目録」（以下、「目録」と略記）と呼ばれる史料をもとに、在り様や特徴を見てみることにしよう。

「目録」は、『七帳』が編纂されてから約3年後の慶長5年（1600）2月4日に作成された、上山領内の給人等の知行高一覧である（『土佐国蠹簡集』726号）。「上賀入」以下、43の給人等が列記され、末尾

には 38 人の「侍」、3 人の「大工」（番匠）、2 の「寺領」で構成されることが記される。これを『七帳』等の地検帳に記録された登録人や給地等の分布と照合すれば、上山氏の支配体制や上山領の構造を明らかにする基礎資料とすることができる（表 2）。

表 2 「上山郷給人目録」に記された給人等の知行高と『長宗我部地検帳』の登録状況

	登録給人等	知行高				『長宗我部地検帳』の登録状況		
		町	反	代	歩	居住地・所在地	給地等	
1	上加入 (上山加賀入道)	11	3	18		勺	田野々村(四町大正)	瀬理村(四町瀬里)に3筆の給地 大安寺領・番匠弥五良給地をのぞく大用村全域を給地
2	上山惣兵衛	18	3	38	2			
3	上山蔵人	6	6	44	3		田野々村	津賀村(四町津賀)・戸口村(四町昭和)を一円的に給地
4	上山十兵衛	8	7	30			田野々村	上岡村(四町上岡)を一円的に給地(「主土居」有り) 北ノ川村に18筆の給地・扣地
5	上山助兵衛	5	4	40			十河内戸川村(四町戸川)	戸川村・小城村(四町古城)を中心に約52筆の給地・抱地 と110筆以上の作地・扣地
6	上山賀兵衛	3	8	14		勺	十河内大野村(四町十川)	大野村・川口村(四町十和川口)等に約145筆の作地・扣地 十河内鍋谷の扣地に「トゐ」(土居)有り
7	喜多藤右衛門	11	1	30	4			
8	森野	3		8	4	勺		
9	森野弥五郎	5	2	15	4		十河内鳥村(四町古城)	鳥村・地吉村に75筆の給地、江志村に20筆の給地が散在
10	森野監物	1		1				下山郷長生村(四市西土佐長生)を一円的に給地 下山郷江川村(四市西土佐江川)に2筆の給地
11	中野孫十郎	1	9	44		勺	地吉村(四町地吉)	地吉村に52筆の給地を有する
12	十川弥四郎	2	5	23	5			
13	新屋弥吉	3	8	18	1			
14	宮脇弥八郎	1	6	1	5		広瀬村(四町弘瀬)	広瀬村に13筆・ハリ木村(四町上宮)に5筆の扣地 田野々村「カチャシキ」にも「主居」の記載有り
15	奥助丞	1	5	21				北川カラステ村(四町鳥手)に8筆の作地
16	喜多源十郎	2	8	33	5	勺	喜多川村(四町大正北ノ川)	喜多川村に15筆の作地・扣地
17	東市蔵	1	9	22	5	勺		
18	中江五郎右衛門	2	5	7	3	勺	田野々村	大井川村に25筆以上の作地・扣地
19	敷地助之進	2	4	29	5	勺	田野々村	大井川村に17筆の作地・扣地カ(「介進」表記)
20	中平六之進	3	7	16	2	勺	四手村(四町昭和)	四手村に11筆の作地・扣地
21	同(中平)惣十郎	1	8	5	3			
22	上山市兵衛	2	3	13	2		田野々村	
23	奥勘兵衛	1	9	43	4			
24	松岡又左衛門	2	8	7	4	勺	舟瀬村(四町下津井)	舟瀬村に4筆の作地
25	南彦五郎	2	2	15	4			
26	林小兵衛	2	8	28	4			
27	宮崎吉兵衛	2	9	28	2	勺	大井川村(四町大井川)	大井川村の名本 大井川村に46筆以上の作地・扣地
28	小野源五郎	4	5	47	2	勺	小野村(四町小野)	小野村の名本(「名本ヤシキ」に居住) 小野村に61筆の作地・扣地
29	小野源三郎	1	7	32		勺	小野村	小野村に22筆の作地・扣地
30	下津井磯之進	3	3	45	2	勺	下津井村(四町下津井)	下津井村の名本 下津井村に23筆の作地・扣地
31	同(下津井)市太夫	1	4	9	1	勺	森河内村(四町大正中津川)	森河内村に8筆の作地・扣地
32	古尾将監	1	7	23			小古尾村(四市古尾)	小古尾村の名本(「名本ヤシキの上」に居住) 小古尾村に13筆の作地・扣地
33	南権之進	2	4	31	2			
34	常陸七兵衛	4					常陸村(四市常六)	常陸村に10筆の作地・扣地
35	村尾九兵衛	2	2	20	4	勺		
36	村尾彦兵衛	4	3	14	2			
37	黒川惣三郎	4		19	1		黒川村(四町里川)	黒川村に14筆の作地・扣地
38	竹内弥十郎	1	2	26	3	勺	用井村(四市西土佐用井)	下山郷用井村に16筆の抱地散在 大用村にも3筆の作地と「ゐ」(居)の記載有り
39	番匠弥介	1	4	5	3		江志村(四町江師)	江志村に約17筆の給地散在 広瀬村に3筆の給地 大井川村に1筆の給地
40	同(番匠)平太		7	20	5			江志村に2筆・西川村(四町西ノ川)に4筆の給地
41	同(番匠)助左衛門		7	3			宇津井川村(四町打井川)カ	番匠の記載なし 鍛冶藤左衛門の居住地と隣接
42	護松寺(五松寺)	3	4	44	2		田野々村	宮の谷川流域をのぞく四手川村(四町希ノ川)全域を寺領 田野々村に3筆の抱地
43	大安寺	1	7	8	2		大用村(四市大用)	大用村に17筆の寺領散在

注1) 「上山郷給人目録」と『長宗我部地検帳』の両史料に同一の名義で記録されるのは、5 上山助兵衛、10 森野監物、39 番匠弥弁など一部に限られるため、照合に際して以下の作業をおこなった。

①16 喜多源十郎や28 小野源五郎、37 黒川惣三郎などは、『長宗我部地検帳』に姓の表記無しで登録されるが、喜多川村・小野村・黒川村に居住し、村内に多くの土地の権利を有していることから、同一の給人として比定した。

②15 奥助丞や24 松岡又左衛門、27 宮崎吉兵衛などは、姓の表記が無く、居住地・給地等も名字の地を示すような記載は無いが、上山領の検地結果のなかに同じ名義が見えず、同一の給人である蓋然性が高いことから比定した。

③9 宮脇弥八郎や38 竹内弥十郎などは、『長宗我部地検帳』に①②と同様な記載がなされるとともに、複数の村に登録人として記録されるため、土地の権利を多く有する村に居住するなど、同一の給人である可能性が高い者を比定した。

なお、史料の再検討や新出史料の発見によって、③については見直しが必要になり、空欄部分についても明らかになる可能性があることを付言しておく。

注2) 村名に付した括弧書きは現在の住所表記で、四万十市は「四市」、四万十町は「四町」と略記する。

「目録」の配列は、記載順が知行高の多寡と比例せず、1～6に上山氏一族が記載されることも鑑みれば、当主との関係性を一定程度表していると考えられる。筆頭には当主もしくは前当主の1 加賀入道が記され、惣領とみられる2 惣兵衛がつづく。加賀入道は上山氏の本拠である田野々村の「トイ」(土居)に居住しているが、所領は上山領南端にある大用村の大部分を給地とする以外は、田野々村と瀬理村に若干の給地が登録されるのみである。なお、先行研究では上山領に広範に存在する「上山分」を上山氏の所領と考えてきたが、平井上総は①上山氏当主とその一族の給地が「上山分」とは別に登録されていること、②慶長二年検地の全体高と「目録」の給人知行高を比較すると後者が半分以下に過ぎないことから、これに疑問を呈した¹⁴。筆者は、加賀入道が慶長初めまでに上山郷の庄屋職に任じられていることをふまえて(『土佐国蠹簡集』673号)、「上山分」を上山氏の所領ではないが支配を任された土地と考えている。なお、長宗我部氏の支配機構における庄屋制の職務は、地域維持にかかる年貢収納・治安維持・井戸や道路整備、給人支配にかかる土地の売買や給人に対する土地の打ち渡しなど、地域の代表者として広範な役割があった¹⁵。

惣兵衛は地検帳に登場しないが、『七帳』等の子細に見ていくと、加賀入道から次の当主への代替わりにかかる以下のような動静が浮かび上がってくる。上山氏一族で「目録」には載らずに『七帳』に登録人として見えるのが、惣吉良と熊法師である。惣吉良は下岡・津々羅川・三俣・奥野々川・十河内大の・十河内川口の村々を一円的所領としており、惣の字を持つことから考えても加賀入道の継嗣であったと想定される。しかしながら、下岡・津々羅川の2村をのぞいては登録人の下部に「上地」と記され、給地を返上もしくは召し上げられていた。一方、熊法師は幼名であるにもかかわらず、本拠の田野々村に近い瀬理村と片魚村を一円的所領としており、当主に近い一族であったことは間違いないであろう。

これらの事実から推測すれば、上山氏惣領の惣吉良が文禄末～慶長初め頃に何らかの理由で早世もしくは失脚し、惣吉良の子弟であったろう熊法師が継嗣になったと考えられる。慶長2年、上山郷の庄屋として加賀入道とともに記される四郎兵衛は熊法師の元服名とみられ、「目録」が作成された慶長5年には惣吉良の所領も引き継ぎ、18町を超える知行高を有する惣領として惣兵衛を名乗るようになっていた可能性が高い。

その他の上山氏一族を概観すると、四万十川主流域に存在する北ノ川・上岡・津賀・川口・戸口とい

った村々に多くの給地や作地、扣地を抱えており、3蔵人・4十兵衛・22市兵衛の3人は田野々村に屋敷を構えて当主を身近で支えていた。

上山氏につづいて記載される喜多氏は北ノ川（喜多川）村を名字の地とする一族で、7藤右衛門は『七帳』には見えないが加賀入道に並ぶ約11町の所領を抱え、16源十郎は田野々村に屋敷を構えて活動している。北ノ川村は先に見た歎喜寺の寺記に出羽左衛門重正が移り住んだと記され、重正の墓があるという伝承も残るように（『町史』）、上山氏にとって重要な村であった。所領の大きさを考えても、喜多氏は上山氏から分かれて北ノ川村を治めるようになった一族の可能性が高く、譜代として惣領家を支えていたと思われる。

森野氏は一族の知行高を合わせると9町を超える所領を有している。9弥五郎は上山領西部の鳥村と地吉村を地盤とし、禰原川沿いの江志村にも給地をもつ。江志村や地吉村は番匠の活動拠点であり、江志村には「筏戸」のホノギも見える。弥五郎は番匠らを使って木材の伐出・加工を差配し、木材流通を管理する立場にあったと考えられる。10監物も一族としてこれに関わっていたとみられ、拠点が上山領西端に位置する下山郷長生村にあることから、四万十川河口部へ流す木材を管理していたと想定される。

おなじく上山領の山林経営に関与していた給人とみられるのが、18中江五郎右衛門と19敷地助之進、14宮脇弥八郎である。五郎右衛門と助之進は大井川村に、弥八郎は広瀬村に作地・扣地を有しているが、いずれも番匠や鍛冶の土地が登録される村であり、大井川村には筏乗の給地が存在するなど、製材と木材流通の拠点として機能していた。彼らは給地を持たず、田野々村に居住（弥八郎は広瀬村にも居住の記載あり）していることからみて、上山氏が管理する山林で、その命を受けて山仕事や筏流しなどに従事する人々を差配していたと考えられる。また、弥八郎は田野々村の「カチャシキ」（鍛冶屋敷）に居住しており、鍛冶から給人となったテクノクラートの可能性がある。

20中平氏・24松岡氏・27宮崎氏は、三島大明神の棟札に修築主体として記される。中平氏は代々、上山氏の偏諱である重の字を受けて重則一重綱一重良（六之進）と名乗っており、先に見た義重流上山氏の成立過程も考慮すれば、上山氏から分かれて四手村の中平氏に入った一族である可能性が高い。宮崎氏は四手村の南に位置する大井川村の名本であり、吉兵衛は大井川村に46筆以上の作地・扣地を有する。このように、修築は基本的に領主の上山氏、周辺地域を地盤とする中平氏と大井川名本が担っていたが、天正6年の棟札に記される松岡氏は下津井村の枝村である舟瀬村に居住している。舟瀬村は上山郷の北端、禰原川沿いにあり、舟津として機能した小村と考えられることから、松岡氏は上山領の河川流通に関与していた給人と想定され、四万十川の中州に建ち、周辺を航行する人々から崇敬されていた三島大明神の施工主の一人に名を連ねたのであろう。

「目録」の後半には在地の名本を務めた給人が記載される。大井川名本の宮崎氏、28・29小野名本の小野氏、30・31下津井名本の下津井氏、32小古尾名本の古尾氏、34常陸名本の常陸氏、37黒川名本の黒川氏である。これらは上山領の周縁部にある村々で、上山氏の版図拡大にともなって支配領域に組み込まれた地域であり、名本は在地の小領主から上山氏の支配下に入り、ひきつづき村の支配を任されたとみられる。ただし、村の土地の登録人欄には「上山分」と記され、名本は作地・扣地しか持っていないことから、旧領は上山氏に上知したのであろう。上山氏の命を受け、名本を務める村の年貢収納や井溝・道路整備などの地域維持にあたったと考えられる。

「侍」につづき「大工」として番匠が記されるのは特徴的である。知行高は多くないが、単なる職人ではなく木工技術者集団の長となるような存在であったに違いない。39弥介は江志村に居住する番匠で、広瀬村と大井川村にも給地をもつ。40平太も江志村とこれに隣接する西川村に給地を有する。41助左衛門は宇津井川村に10筆の抱地が登録され、番匠とは記されないが同村には「番匠屋しき」のホノギがあり、番匠の拠点となっていた。

先にも触れたが、江志村や大井川村、宇津井川村など番匠が登録される村には鍛冶や筏乗の土地も見えることから、周辺の山々から伐り出された木材の集積地となっており、これらの村で製材・加工されて積み出され、あるいは筏に組まれて川流しされていたと想定される。

末尾に記載される「寺領」の寺はいずれも上山氏との縁が深く、上山領内で特別な地位を与えられていたのであろう。42 護松寺（五松寺）は先に触れたように田野々村に建つ上山氏の菩提寺であり、四手川村に寺領を与えられている。43 大安寺は加賀入道が直轄地とする大用村の中心にあり、村の支配を担っていたと思われる。

以上、「目録」に記された給人等を検討し、上山氏の支配体制と上山領の実像に迫ることを試みた結果、次の三点を明らかにすることができた。

1. 上山氏の当主と一族、譜代の給人は田野々村とその周辺の村々、上山領の交通・流通の根幹を成す四万十川流域の主要な村々を押さえ、本拠の田野々村を中心とする領域支配体制を構築していた。加賀入道の土居廻には一族や譜代の給人が使用する屋敷があり、彼らは田野々村と自身の所領を行き来して地域支配にあたっていた。
2. 上山氏の勢力拡大にともない上山領となった周縁部の村々では、傘下に入った在地の小領主をそのまま置いて名本に任じることにより、新たな支配地域の安定を図っていた。
3. 江志村や大井川村などは木材の集積地となっており、番匠や鍛冶、筏乗などが活動し、山仕事や筏流しに従事する人々の拠点であった。上山氏は森野氏を始めとして木材の伐出や加工、流通を差配する給人を重用し、番匠を下位ではあるが一般の給人と同列に扱うなど、上山領の経済基盤であり、莫大な権益を生み出す山林の経営を積極的におこなっていた。

4、おわりに

本稿では、史料制約が多く研究の進んでいない中世の山の領主に関する検討を試み、上山氏を事例としておもに文字史料の再検討に取り組んだ。推論を重ねざるを得ない部分はあったが、不明な点の多かった成立過程を跡付け、支配領域の構造について一族・給人配置の在り様や山林経営の一端を明示できたと考える。

しかしながら、上山領内で確認される中世城館の遺構、寺社に残る石造物などは検討材料として盛り込むことが

表 3 『長宗我部地検帳』に見える上山領の職人記載等一覧

村	鍛冶	番匠	その他
ハリ木村			・白王谷木屋ノ下 (ホノギ)
広瀬村		・番匠給 与兵衛 ・番匠弥介	
宇津井川村	・鍛冶藤左衛門	・助左衛門	・番匠屋しき (ホノギ)
田野々村	・カチヤシキ 弥八良		
江志村		・番匠弥介 ・番匠平太	・筏戸 (ホノギ)
西川村		・番匠平太 ・番匠弥五良	
三俣村			・かちやノロ (ホノギ)
小吉尾村 竹やしき		・番匠弥五良	
平串村			・筏乗勝衛門
大井川村	・かち (虫穴)	・番匠弥介	・かちやのまへ (ホノギ) ・山クビトキヤノ下 (ホノギ) ・筏藤介
地吉村		・番匠彦七	
大用村		・番匠弥五良	
用井村	・鍛冶		



写真 2 四万十川沿いの江師集落（旧江志村）

できず、執筆開始時には予定していた木材流通の実態を検討する作業についても時間的・紙数的制約から断念せざるを得なくなった。本来の目的からいえば甚だ不十分な内容となってしまったために、これら残る課題に関しては早い機会に別稿を期したい。

【註】

- 1 網野善彦 2008『網野善彦著作集第十六巻 日本社会の歴史』岩波書店。
- 2 岸田裕之 2001「国人領主の財政と流通支配—戦国時代の雲芸攻防における山間地域領主層の性格—」『大名領国の経済構造』岩波書店、川岡勉 2006「中世伊予の山方領主と河野氏権力」『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版。
- 3 『長宗我部地検帳・幡多郡上の一』（高知県立図書館、1964年）。なお、上山郷の検地結果は『七帳』のほかに、郷内の高山畠地を集成した『上山高山バタ地検帳』（天正16年編製）が残る。
- 4 四万十町は「平成の大合併」により高岡郡窪川町と幡多郡大正町・十和村の3町村が合併して発足した自治体で、西部の大正・十和地域はこのときに幡多郡から高岡郡に編入された。
- 5 『大正町史 通史編』『大正町史 資料編』（大正町、2006年）。
- 6 『土佐国史料集成 南路志』第三巻（高知県立図書館、1991年）。
- 7 横川末吉 1984「古代・中世編」『十和村史』十和村。
- 8 宮家準 1992『熊野修験』吉川弘文館。
- 9 『高知県史 古代・中世史料編』（高知県、1977年）。なお、本稿で使用する『土佐国蠹簡集』『土佐国蠹簡集木屑』収録の史料はすべてこれに拠る。
- 10 阿波国南部、那賀川流域の国人領主である湯浅氏には紀州からの移住伝承があり、先祖書きに「田辺の別当湛増ニ与力」した者や「紀州熊野権現を勧請」した者が記される。このことについて、長谷川賢二は「湯浅氏一門の移住が事実とするなら、熊野信仰の誇張は違和感」があり、「阿波の在地社会における一定の存在感の主張の『道具』として熊野信仰が持ち出された可能性」を指摘する。長谷川賢二 2018「阿波と紀伊の文化的交流～熊野信仰に関わる往来と移住～」『紀伊水道内海世界の港津と権力』中世都市研究会・徳島大会実行委員会。
- 11 「白王天満神社棟札」（愛媛県北宇和郡鬼北町延川白王天満神社蔵）。
- 12 石野弥栄 2000「戦国末期における西南四国の軍事情勢—永禄年間の「国郡境目」地域の合戦をめぐって—」『よど』創刊号、川岡勉 2004「永禄期の南伊予の戦乱をめぐる—考察」『愛媛大学教育学部紀要』人文・社会科学第36巻第2号。
- 13 『長元記』（高知県立高知城歴史博物館山内文庫蔵）。
- 14 平井上総 2008「豊臣期長宗我部検地の実施過程」『長宗我部氏の検地と権力構造』校倉書房。
- 15 平井上総 2012「土佐国における庄屋制の成立」『戦国史研究』64号。